

やまぐち自転車活用推進計画の改定(素案)に対する パブリック・コメント（県民意見の募集）の実施結果について

山口県では、自転車活用推進法に基づき自転車の利活用を総合的かつ計画的に推進するための施策を定める「やまぐち自転車活用推進計画」を改定しましたので公表します。

また、計画の改定に当たり実施したパブリック・コメント（県民意見の募集）の結果について、併せて公表します。

1 公表する資料

- (1) やまぐち自転車活用推進計画（概要）
- (2) やまぐち自転車活用推進計画（全文）

2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

- (1) 意見の募集期間
令和4年12月19日（月）から令和5年1月18日（水）まで
- (2) 意見の件数
4人 62件
- (3) 意見の内容と県の考え方

【計画の内容及び施策の推進に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p><全般（内容に関して）> 1 ページで「2019 年（令和元年）12 月に「やまぐち自転車活用推進計画」を策定し」「必要な見直しを行う。」とありますが、どこをどう見直したのか文面上全く分かりません。可能な限り見直した個所を明示願います。</p>	<p>いただいた御意見について、今後の実施に際し、参考にさせていただきます。</p>
2	<p>3 ページの現状と課題について、前回計画では数は少ないものの県民へのアンケート調査が行われ、現状の整理が行われていましたが、今回の改定案にはそれがありません。 前回計画で示した実施すべき施策の成果として、前回調査と同内容のアンケート調査を行い、結果がどのように変化したのかを分析することが必要だったのではないのでしょうか。 それをすることなく、何ら数値的根拠もない言葉だけで現状と課題を語られても説得力がありません。 例えば、「新型コロナウイルス感染症が拡大し、ライフスタイルや交通行動にまで影響を及ぼす中、人との接触を低減する移動手段として自転車の利用ニーズが高まった面もみられた。」とありますが、どういった根拠からでしょうか。 この改定案の各所において行っておられる上記のような分析について、具体的な根拠をお示しくください。</p>	<p>前回計画にあるアンケート調査については、対象者数・内容を踏まえ今回改定においては不要と考え実施しておりません。 現状と課題の認識については、国の「第2次自転車活用推進計画」の記載を参考にしています。コロナ禍における自転車の利用ニーズの高まりについては、平成30年までは年々自転車販売台数が減少していたものの、令和に入り増加傾向となっていること（出典：一般社団法人自転車産業振興協会）や県としても「新しい生活様式」の実践を推奨していること等を踏まえて記載しています。</p>

3	<p>3 ページ「全国では、平成 22 年から令和 2 年の間に、自転車に関する事故件数は概ね半減しているが、自転車対歩行者の事故件数はほぼ横ばいで推移している等、自転車対歩行者の事故への対応が課題となっている。」との記述ありますが当該内容の具体的なデータ/数値を図示明示願います。</p> <p>「全国の自転車の交通手段分担率は長期的に見ると減少傾向にあり、公共交通機関が脆弱な本県においては、自動車への依存度が全国平均より高く、相対的に自転車分担率が低い。また、通学利用の多い未成年では自転車分担率が高いものの、成人後の利用は大幅に減少する傾向にある。さらに、路線バスの廃止等、地域公共交通サービスをめぐる環境が厳しさを増す一方、高齢者の運転免許証返納者数が年々増加し、高齢者の外出が減少する傾向がある。」との記述ありますが当該内容の具体的なデータ/数値を図示明示願います。</p>	<p>データの出典「令和 2 年中の交通事故の発生状況」(令和 3 年 2 月警察庁)を明記します。</p> <p>交通手段分担率等については「全国都市交通特性調査結果」「国の第 2 次自転車活用推進計画」を参考とし、記載しております。</p> <p>いただいた御意見について、今後の参考にさせていただきます。</p>
4	<p>5～6 ページ(安心・安全)に関する各種データの記述ありますが、データをわかりやすく把握するために、それぞれのデータについて過去 10-20 年程度の推移を図示願います。</p>	<p>交通事故の発生件数については、山口県警調べのデータを記載しています。詳細な資料については、山口県警のホームページに掲載していますので、参考としてください。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
5	<p>8 ページの目標 1 の実施すべき施策について、前回計画の文言が多少変わってはいますが、基本的には同様の内容となっています。成果がなかったため同様の施策を実施するという事でしょうか。</p>	<p>8 ページの目標 1 「自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成」については、自転車通行空間の整備など長期的なスパンで実施すべき内容であるため、取り組みを継続するという趣旨で記載しています。</p>
6	<p>9～14 ページに記されている内容は整備実績と考えられますが、例えば前回計画で掲げていた放置自転車対策の効率化に向けた自転車の IOT 化の促進については、何の実績も無いということでしょうか。</p>	<p>駐輪場やシェアサイクル等の運営、放置自転車対策等については主に市町が実施主体となることから、本計画に基づき市町との情報共有・助言を行ってまいります。</p>
7	<p>駐輪場やシェアサイクル等の運営、放置自転車対策等の効率化に向けた情報通信技術の活用を推進とは、何を実施しようとしているのか分かりません。具体的にお示しください。</p>	
8	<p>目標 1 の 3 で「～駐輪場の整備や利用率向上に向けた取組について、検討するとともに市町との情報共有に努める。」とありますが、利用率向上に向けた取組とは、例えばどのようなことを言うのでしょうか。</p>	
9	<p>新山口駅在来線側に数年前新たな道ができました。歩道はきれいですが電柱もないため、自転車も通行しやすいですが、交通量は大変少ないように思います。ハードはよくなっても、ソフト的な支援を充実させないと自転車の利用は伸びてこないように思います。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。</p>

10	<p>県及び市町と公共交通事業者の連携の強化による地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備とは、前回計画でも書かれていましたが、実績はないのですか。</p>	<p>この施策は今後も継続して実施すべき内容であるため、取り組みを継続するという趣旨で記載しています。</p> <p>なお、駐輪場の整備は、駅周辺において駅前広場の整備に合わせて行った実績があります。</p>
11	<p>歩行者・自転車中心のまちづくりと連携した交通分野の低炭素化や生活道路における通過交通の抑制、無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組の実施については、前回計画でも一言一句同じ文章で記載されていましたが、これも実績はないのですか。</p>	<p>この施策は長期的なスパンで実施すべき内容であるため、取り組みを継続するという趣旨で記載しています。</p> <p>前回計画期間中の実績としては、11ページに記載している自転車通行空間の整備があります。</p>
12	<p>低炭素化については、前回計画では「サイクル・ライフアプリ」について書かれていましたが、今回は記載がありません。取組を止めたという事でしょうか。であれば、計画に記載した内容から施策が後退したことになるのではないのですか。計画策定者の県自身が取組まない計画に、一体誰が協力してくれるのでしょうか。</p>	<p>低炭素化（CO₂排出削減）の取組については、ライフスタイル全体での取組が求められていることから、「サイクル・ライフアプリ」を廃止し、「ぶちエコアプリ」に移行しました。</p> <p>「ぶちエコアプリ」は、日常生活に伴うCO₂排出量を見える化する機能や、省エネ・エコに関する実践行動について学べる機能等を備えており、楽しみながら継続的にエコ行動を実践することができます。</p> <p>今後は、本アプリを活用しながら、更なるCO₂排出削減に向け、より効果的・効率的な県民運動の推進を図ってまいります。</p>
13	<p>路外駐車場・荷さばき用駐車スペースの整備や、自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等による、自転車通行空間の確保についても前回計画でも書かれていましたが、実績はないのですか。</p>	<p>この施策は地域の交通事情に応じ、継続して実施すべき内容であるため、取り組みを継続するという趣旨で記載しています。</p> <p>なお、前回計画期間中において、路外駐車場等の整備の実績はありませんが引き続き取り組むと共に、違法駐車取締りを積極的に行い、自転車通行空間の確保に努めています。</p>
14	<p>14ページの「サイクルステーション」と併せて、鉄道などの公共交通機関を使って輪行で来県したサイクリストが、自転車を組み立てるために使えるスペース「サイクルピット」も設置されている」とする一方で、「サイクルステーションの整備状況」にJR駅・駅周辺が少ないと思います。レンタサイクルさえJR駅・駅周辺に見当たらない駅が多々あると感じます。</p> <p>「気楽に簡単に自転車を借りて乗って散策できる」環境を整備願います。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。</p>
15	<p>15ページの目標2の実施すべき施策について、前回計画と全く同じ文言ですが、これも前回計画に関する実績がなく、成果があったのかわかりません。</p> <p>計画を作るなら、前回計画のここができたけれどもここができなかったのことで、次はこうするという具体的な記述が必要ではないのでしょうか。</p>	<p>公園等におけるキッズバイク体験の実施などサイクルスポーツの裾野を拡げる取組や、県ホームページを活用したサイクリングを含む健康づくりイベントの周知を実施してきたところですが、いただいた御意見については、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。</p>

16	<p>「サイクルスポーツの振興」には「見て楽しむ」サイクルスポーツについての記述も必要と考えます。</p>	<p>「サイクルスポーツの振興」については、もっぱら自らサイクルスポーツに参加することに主眼を置いた取組であるため、記述は素案のとおりとしますが、引き続き、「サイクル県やまぐちProject」のホームページや SNS 等により、プロツアーをはじめ県内サイクルイベントの情報発信を行うなど、「みる」という形でもサイクルスポーツへの参画が進むよう、取り組んでまいります。</p>
17	<p>15 ページ「企業への呼びかけ等による自転車通勤などの促進」は強く実施願います。 (今時、それまであった自転車通勤への補助をやめる様な企業が存在しております。)</p>	<p>いただいた御意見については、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。</p>
18	<p>16 ページの目標 3 の実施すべき施策の 11 について、これまでの取組で整備してきたサイクリスト受入環境の適切な維持とありますが、秋吉台公園自転車道線では、落ち葉や枯れ枝などが散乱する箇所、竹の根でアスファルト舗装が凸凹になった場所が放置されています。作ったら放置することなく、適切なメンテナンスをしていただくようお願いいたします。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、今後も適切な道路の維持管理に努めてまいります。</p>
19	<p>自転車利用のための道路整備（わずかな凸凹の解消他）を宜しく御願致します。</p>	
20	<p>17 ページ「快適で安心・安全にサイクリングができる環境」はまだまだ色々施策考えられると思います。御検討宜しく御願致します。 (例 (あくまで例)) ・広域レンタサイクル(借りた個所に戻らなくても良いレンタサイクル) ・上記内容をさらに進め「県山間部(登り)は交通機関利用、下りは自転車」と言ったレンタサイクル ・輪行(自転車の分解・組立)無しで自転車乗車可能な公共交通機関</p>	<p>いただいた御意見については、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。</p>
21	<p>18 ページのサイクルエイドについて、写真のような木製のサイクルラックが設置されている施設を拝見したことがあります。敷地の外れに放置されていたり、いわゆるママチャリが止めてあったり、サドルを掛けられないよう横倒しにされていたりと、きちんと管理されていない施設があると思います。そのような施設に対し、何の指導もしていないのでしょうか。それでは、「サイクルスポーツ環境の整備・維持」とは言えないのではないですか。</p>	<p>サイクルエイドに設置されたサイクルラックについては、可能な限りにおいて、巡視等による状況確認を行っているところですが、不適切な管理を行っている施設を発見した際には、必要な指摘等を行うこととしていく所です。 いただいた御意見も踏まえながら、今後も適切なサイクルエイドの維持管理に努めてまいります。</p>
22	<p>19 ページの一覧表に「山陰ルート」とありますが、前回計画では掲載されていた地図が今回の改定案では削除されています。こういった理由でしょうか。</p>	<p>サイクリングルートの地図については、例示として、それらの一部を計画に掲載することとしているため、今回の改定にあって、新たに「九州・沖縄・山口」一周ルートの地図を掲載する代わりに、「山陰ルート」の地図は計画から削除することとしています。</p>

23	<p>19 ページ「サイクル県やまぐち」Project サイクリングルートの説明が一部しかされておりませんが、すべてのルートを明示した県地図掲載願います。</p> <p>その地図を確認し、ルートの無い/少ない地域のルート整備を宜しく御願致します。</p> <p>「サイクル県やまぐち」Project サイクリングルート自体広報不足と感じます。</p> <p>17 ページで「中四国・九州の近隣県との広域連携」の記述あるも具体的連携は「九州・沖縄・山口一周ルート」だけの様に見えます。</p> <p>山陰側、県東部や、「フェリーで渡った先で自転車で」「フェリーで渡ってきて県内を自転車で」等々広域連携を進めて下さい。</p>	<p>サイクリングルートについては、実際の走行に当たり必要なレベルの詳細な情報を計画に記載することが困難であるため、地図については、例示として、ルートの一部を計画に掲載することとしています。</p> <p>その他、いただいた御意見については、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。</p>
24	<p>22 ページ（実施すべき施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間の「無灯火運転」を撲滅させる取組を明記してほしい。 ・スマホの「ながら運転」を撲滅させる取組を明記してほしい。 <p>※特に、若者（大学生等）による無灯火運転やスマホながら運転が目立つ。危険極まりないことの自覚が欠けている。18歳から成人となり、義務と責任が問われる若者に対し、早急な対応が必要である。事故が発生すれば、身体的弱者である子供や、妊婦、高齢者、障害者が犠牲となってしまうことが多いので、予防策に重点を置いてほしい。</p>	<p>別表中の目標4施策17⑩「自転車に関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等を踏まえて自転車指導啓発重点地区・路線を選定し、当該地区において重点的に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対し指導警告を行うとともに、悪質・危険な違反に対して検挙措置を講ずる。」に「携帯電話等を使用しながらの運転」を追記し、取組を推進してまいります。</p>
25	<p>22 ページの目標4の実施すべき施策の14について、前回計画と文言が変わっていませんが、実績がないという事でしょうか。あればお示しく下さい。</p>	<p>国の第二次自転車活用推進計画に準じており、引き続き、高い安全性を備えた自転車の普及促進のため、必要な広報啓発を推進してまいります。</p>
26	<p>自転車を含む交通安全教育を推進するための、学校における交通安全教室の開催等の推進とありますが、学校とはどの範囲を指すのでしょうか。車道を逆走する者やイヤホンをして走るなどの違反者は、小中学生のみならず、高校生、大学生、はたまた大人から老人まであらゆる世代で存在しますが、交通安全教育は学校に通う一部の者にしか行わないおつもりでしょうか。</p>	<p>学校とは幼稚園、小学校、中学校、高校を指しており、学校教育の中で交通安全教育を推進するという趣旨です。</p> <p>なお、交通安全教育は、児童から成人、高齢者に至るまで心身の発達段階やライフステージに応じて段階的かつ体系的に行うものであり、引き続き、交通安全教育を推進してまいります。</p>
27	<p>東京では警視庁が自転車の交通違反の取り締まりを強化しておられますが、山口県警察は今後自転車の交通違反に対してどのように対処していくおつもりでしょうか。</p>	<p>歩行者や他の交通に具体的な危険を生じさせた場合や再三の警告措置に従わない違反者に対しては、検挙措置を講ずることとしています。</p>

28	<p>24ページ「国や関係市町と連携」「国の地方支分部局をはじめとする関係者に対して要請」との記述ありますが、過去の県行政見ますに必要な「国への問い合わせ」「国の要請」を、県民からの申し入れや議会での意見があっても実施していない場合がある、と感じております。当施策に限らず必要な「国への問い合わせ」「国の要請」を常に実施願います。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。</p>
29	<p>24ページの(2)に「計画期末に、施策の効果に関する評価を行うとともに、社会情勢の変化等を踏まえて、本計画の見直しを行う」とありますが、この文言は前回計画にもありました。しかしながら、前回計画で掲げた施策の効果の評価を行ったページが見当たりませんが、前回計画に反していませんか。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
30	<p>前計画でも、措置内容のフォローアップを実施してきていると思うが、検討状況等に進捗はあったのか。目標と施策が多数掲載されているが、その大多数が指標の掲載がない。措置内容も「検討する」「助言を行う」ばかりで、成果がわかりづらい。また、前計画により得た課題や成果がわかったのだと思うが、それがなんなのか明確でないように思います。</p>	
31	<p>「取組状況のフォローアップを行う」との記述ありますが、状況確認を行う具体的な期間/間隔を明示願います。又、上記期間/間隔は極力短く設定願います。</p>	<p>指標を設定した施策について、当該指標を用いつつ取組状況のフォローアップを行うこととしており、指標数値が更新されるタイミングで適宜実施します。</p>
32	<p>25ページからの別表の措置欄について、「努める」「検討する」「協力を求める」としている内容が多くみられますが、具体的に何をするのかを記述しなければ計画期間中に講ずべき措置と言えないのではないのでしょうか。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。</p>
33	<p>別表の指標欄について、空欄の施策が多すぎると思います。例えば施策1の④は広報啓発ですが、具体的にテレビCMを何回やる、チラシを県内に全戸配布する等の目標は立てられるはずで。</p>	<p>いただいた御意見については、参考とさせていただきます。</p>
34	<p>28ページの県民のスポーツ実施率について、2021年度の実績値が38.4%であり、コロナが蔓延している中でありながら前回計画の2016年度の29.3%から伸びているのは素晴らしい事ではありますが、次の目標値が2026年度に70%とはいささか高望みしすぎではないのでしょうか。70%とはどのような考えから設定したものなのでしょう。</p>	<p>目標値については、国の第3期スポーツ基本計画を踏まえて設定しており、特に、スポーツ活動への参加の割合が低い女性や、20歳から49歳までの「働く世代」、「子育て世代」のスポーツ活動への参加促進に向け、「スポーツフィールドやまぐち」の取組等を通じ、サイクルスポーツやアウトドアアクティビティといった親子・家族で楽しむことができるスポーツ活動を推進していくことなどにより、目標達成に向け、取り組んでまいりたいと考えています。</p>

35	<p>目標 2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現の措置内容で、「地球温暖化対策の一環として、～」とありますが、目標と措置内容の目的がミスマッチのように思います。</p>	<p>マイカー通勤から自転車通勤への転換は健康増進に加えて地球温暖化対策にも資することから、素案のとおりとします。</p>
36	<p>28 ページの 10 の①について、マイカー通勤から自転車通勤への転換を推進するとありますが、これに県庁は含まれるのですか。講ずべき措置として記載するのであれば、まず県職員自らが率先して取り組むべきと考えます。指標についても、目標値を設定すべきだと考えます。</p>	<p>対象には、県庁も含まれます。県庁の取組は、「エコ・オフィス実践プラン」に、ノーマイカー通勤に関する目標を明記しており、自転車通勤等への転換を図るマイカー通勤の削減に取り組んでいます。</p>
37	<p>30 ページに「安全基準に係るマークの普及」とありますが、画像を掲載しても指標とは言えないと思います。県民へのアンケートによる認知度など、具体的数値目標を記載すべきだと考えます。</p>	<p>画像は、自転車の安全基準を示すマークの一例ですが、普及啓発を推進してまいります。</p>
38	<p>30～33 ページ（目標 4 自転車事故のない安心・安全な社会の実現）「措置」の中に、次の点を加えてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、短大、専修学校等の在籍学生に対する安全運転の指導を学校単位で行う。特に、夜間の「無灯火運転」と、スマホの「ながら運転」の厳禁。 ※小・中・高生は、学校単位で安全教育が行われるが、高卒・中卒後は、学校単位で行われることも少なくなり、また、県外からの入校生も多く、徹底されていないものと推察される。 ・企業の従業員に対する安全運転の指導を企業（事業所）単位で行う。 ※自動車の安全運転と併せて、自転車の安全運転も従業員に指導する。自転車でも死亡事故につながるおそれがあることを周知し、企業としての責務として交通安全教育を徹底してもらおう。自転車であっても、重大事故の加害者となれば刑事事件にもなりかねず、企業に多大な損失を与えてしまうことの認識を持ってもらおう。特に、通勤時の、夜間の「無灯火運転」と、スマホの「ながら運転」の厳禁。 	<p>目標 4 施策 17①「市町や民間団体等と連携し、「自転車安全利用五則」を活用する等により、全ての年齢層の自転車利用者に対する通行ルール等の周知を図る。」に基づき、自転車利用者の交通事故を防止するため、県警を含めた関係機関・団体と連携しながら、各種学校や事業所、老人クラブ等においても、年齢層に応じた交通安全教育や広報啓発を推進してまいります。</p>
39	<p>31 ページの 17 の⑧について、「自転車の交通ルール遵守について、県及び市町の職員に対して、自転車通行ルール等の周知徹底を図る。」とありますが、具体的な方法が書かれていません。何をするのかを明示してください。</p>	<p>綱紀の保持等に関する通知を定期的に行っており、自転車を含む交通ルールの遵守、無謀運転の防止の徹底を呼びかけています。</p>
40	<p>「別表」の「指標」に空欄が目立ちます。極力「指標」を設定、又指標を設定出来る具体的「措置」と「指標」を設定願います。</p>	<p>いただいた御意見については、参考とさせていただきます。</p>

41	<p>国の計画と比べて、「財政上の措置」の項目がないように思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>各施策を実施するにあたり必要な財政上の措置は、毎年度の予算編成において個々に精査するため、本計画には記載しておりません。</p>
42	<p>資料中図・表には、説明等容易にするため通し番号設定願います。資料中各種データは、出典を明示願います。</p> <p>一部グラフで元号表記のみで時系列比較が困難となっております。全ての年(度)表記を西暦又は西暦・元号併記とされます様宜しく御願い致します。</p> <p>一部専門用語・行政用語の意味が分かりません。御手を煩わせる事となりますが、用語解説付記(各頁なり巻末・別資料でなり)を御願い致します。前述の内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図・表への通し番号 ・ 各種データへの出典明示 ・ 年(度)表記の西暦又は西暦・元号併記 ・ 用語解説付記は、県民意見募集の際常に意見実施しております。 <p>今回当該意見募集資料に当該対応無かった理由を明示願います。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、一部出典を明示し、西暦・元号併記を行いました。また、用語解説を作成し計画に追加します。</p>

【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
43	<p>年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計 16 案件(12/28 時点)、資料数十ページにもなる案件も含む中で全案件通常と同様の 1 ヶ月の期間設定は意見募集の体を成していない、と感じます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。(県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は 1 ヶ月固定絶対、1 回限定とはしていないと記憶しております。)</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。「条例等に則って」と言う場合は、「条例等」が「1 ヶ月固定絶対、1 回限定」としているかどうか明示願います。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
44	<p>当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願います。</p>	
45	<p>前述、当案件当時期パブリックコメント/意見募集実施理由への御返答が県行政の処理/スケジュールの関係の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願い致します。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>
46	<p>「年末年始含む期間にパブリックコメント/意見募集案件集中」に関し</p>	

	<p>ての前述（期間の年末年始回避、案件集中回避）の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応（県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>	
47	<p>同様に、「募集期間に年末年始含む場合」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>	
48	<p>同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>	
49	<p>同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>	
50	<p>前述各対応が無かった場合は、「（過去のパブリックコメント/意見募集で指摘があったにもかかわらず）なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。</p>	
51	<p>前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリックコメント/県民意見募集で適切な対応（集中回避・集中時期間延長等）が取られていないのか明示願います。</p>	
52	<p>前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1ヶ月での意見募集16案件集中では意見提示困難です。改めて期間延長を求めます。</p>	
53	<p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。（「県の条例に則って（期間1ヶ月で）実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。）</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
54	<p>前述回答を「県の条例に則って（期間1ヶ月で）実施している」というのであれば、県条例に不備ありますので、条例の改正を管轄部署又は県知事に申請願います。</p>	
55	<p>前述対応しないというならばその理由を明示願います。</p>	

56	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願致します)。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(12月24日の山口新聞、中国新聞により広報に努めました。</p> <p>掲載日が分かれた理由は、パブリック・コメントの開始日が異なるなどのためです。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的な広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
57	<p>今回の意見募集期間重複16件では、県民へのweb以外の広報が新聞広告「山口県からのお知らせ(山口県広報)」(新聞下4-5段広告)への掲載案件と未掲載案件(別途小広告記載)に分かれたと認識しております。県民意見募集の広報手段が分かれた理由を明示願います。</p>	
58	<p>各案件について、前述新聞広告で一方の広告を選択した理由を明示願います。</p>	
59	<p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われまます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。)</p>	
60	<p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』(十分・不十分)を御明示願います。)</p>	
61	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。</p>	
62	<p>16案件全ての資料未確認ですが、各件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願致します。(案作成時に実施済とは思いますが一応。)</p>	<p>計画策定にあたっては、必要に応じ、関係部署を通じて、有識者や関係者、市町などから意見を伺っており、今後、国や関係市町、民間事業者、県民等が相互に連携しながら計画に定める施策を進めていく予定です。</p>